

高知県産業振興推進総合支援事業費補助金交付要綱 新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">高知県産業振興推進総合支援事業費補助金交付要綱</p> <p style="text-align: center;">(第1条～第2条 省略)</p> <p>(補助対象事業)</p> <p>第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) ステップアップ事業</p> <p>ア 地域アクションプランへの位置付けを目指す取組であって、知事が別に定める要件を満たす事業（以下「ステップアップ事業（トライアル分）」という。）</p> <p>イ 地域アクションプラン等産業振興計画に位置付けられた取組又はこれに準ずると認められる取組のうち、事業等の立ち上げ段階又は試行段階にある取組であって、知事が別に定める要件を満たす事業（以下「ステップアップ事業（通常分）」という。）</p> <p>(2) 一般事業</p> <p>ア 地域アクションプラン等産業振興計画に位置付けられた取組であって、本県の産業振興に資すると認められ、知事が別に定める要件を満たす事業（以下「一般事業（通常分）」という。）</p> <p>イ アに掲げる事業のうち、産業振興計画で目指す、現状を変えようとする次に掲げるいずれかの取組であって、地域の雇用創出、所得向上等地域への経済波及効果が高い取組として知事が別に定める要件を満たす事業（以下「一般事業（特別分）」又は「一般事業（雇用重視分）」という。）</p> <p>(ア) 地域資源の付加価値を高める取組</p> <p>(イ) 新たなビジネス手法の導入又は仕組みづくりに向けた取組</p> <p>(ウ) 新分野・新事業への進出に向けた取組</p> <p>(3) 特別承認事業</p> <p>地域アクションプラン等産業振興計画に位置付けられた取組であって、国の補助事業若しくは国の外郭団体が国からの補助金を原資に実施する事業又は県の他の補助事業を活用して実施する事業（以下「国等の事業」という。）のうち、前条に規定する補助目的に合致し、前号イに該当すると認められる事業</p> <p>(4) 担い手確保事業</p> <p>地域アクションプラン等産業振興計画に位置付けられた取組であって、地域の産業振興の担い手を確保するための取組として知事が別に定める要件を満たす事業</p> <p>(5) 外部人材活用支援事業</p> <p>地域アクションプラン等産業振興計画に位置付けられた取組であって、外部の専門人材のノウハウ等を生かして、<del>地域の価値を高めるプロジェクトの創出を図る取組（以下「グループ型」という。）</del>又は既存の事業の飛躍的な成長を図る取組<del>（以下「単独型」という。）</del>として知事が別に定める要件を満たす事業</p> <p>(6) 地域産業課題解決支援事業</p> <p>地域アクションプラン等産業振興計画に位置付けられ、かつ、過去において第2号に掲げる一般事業又は第3号に掲げる特別承認事業を活用した取組であって、高知県産業振興アドバイザー（課題一貫支援型）による支援を受け、その指導を生かし課題の解決を図る取組として知事が別に定める要件を満たす事業</p>	<p style="text-align: center;">高知県産業振興推進総合支援事業費補助金交付要綱</p> <p style="text-align: center;">(第1条～第2条 省略)</p> <p>(補助対象事業)</p> <p>第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) ステップアップ事業</p> <p>ア 地域アクションプランへの位置付けを目指す取組であって、知事が別に定める要件を満たす事業（以下「ステップアップ事業（トライアル分）」という。）</p> <p>イ 地域アクションプラン等産業振興計画に位置付けられた取組又はこれに準ずると認められる取組のうち、事業等の立ち上げ段階又は試行段階にある取組であって、知事が別に定める要件を満たす事業（以下「ステップアップ事業（通常分）」という。）</p> <p>(2) 一般事業</p> <p>ア 地域アクションプラン等産業振興計画に位置付けられた取組であって、本県の産業振興に資すると認められ、知事が別に定める要件を満たす事業（以下「一般事業（通常分）」という。）</p> <p>イ アに掲げる事業のうち、産業振興計画で目指す、現状を変えようとする次に掲げるいずれかの取組であって、地域の雇用創出、所得向上等地域への経済波及効果が高い取組として知事が別に定める要件を満たす事業（以下「一般事業（特別分）」又は「一般事業（雇用重視分）」という。）</p> <p>(ア) 地域資源の付加価値を高める取組</p> <p>(イ) 新たなビジネス手法の導入又は仕組みづくりに向けた取組</p> <p>(ウ) 新分野・新事業への進出に向けた取組</p> <p>(3) 特別承認事業</p> <p>地域アクションプラン等産業振興計画に位置付けられた取組であって、国の補助事業若しくは国の外郭団体が国からの補助金を原資に実施する事業又は県の他の補助事業を活用して実施する事業（以下「国等の事業」という。）のうち、前条に規定する補助目的に合致し、前号イに該当すると認められる事業</p> <p>(4) 担い手確保事業</p> <p>地域アクションプラン等産業振興計画に位置付けられた取組であって、地域の産業振興の担い手を確保するための取組として知事が別に定める要件を満たす事業</p> <p>(5) 外部人材活用支援事業</p> <p>地域アクションプラン等産業振興計画に位置付けられた取組であって、外部の専門人材のノウハウ等を生かして、地域の価値を高めるプロジェクトの創出を図る取組（以下「グループ型」という。）又は既存の事業の飛躍的な成長を図る取組（以下「単独型」という。）として知事が別に定める要件を満たす事業</p> <p>(6) 地域産業課題解決支援事業</p> <p>地域アクションプラン等産業振興計画に位置付けられ、かつ、過去において第2号に掲げる一般事業又は第3号に掲げる特別承認事業を活用した取組であって、高知県産業振興アドバイザー（課題一貫支援型）による支援を受け、その指導を生かし課題の解決を図る取組として知事が別に定める要件を満たす事業</p>

新	旧
<p>(第4条～第5条 省略)</p> <p>(事業実施主体への直接補助)  第5条の2 事業実施主体が次のいずれかに該当する場合は、第2条の規定にかかわらず、当該事業実施主体に直接補助することができるものとする。この場合において、当該事業実施主体は、第4条に規定する補助事業者とみなす。  (1) 地域団体であって、複数の市町村にまたがる等直接補助することが適当であると認められる場合  (2) その他法人のうち知事が別に定める要件を満たすもの(以下「公益的な法人」という。)であって、複数の市町村にまたがる等直接補助することが適当であると認められる場合  (3) 第3条第1号及び第5号 <del>における外部人材活用支援事業のうち単独型</del>の事業を実施する者であって、直接補助することが適当であると認められる場合</p> <p>(補助対象経費及び補助率並びに補助限度額)  第6条 補助対象経費及び補助率は、別表第1に定めるとおりとする。ただし、算出された交付額に1,000円未満の端数を生じた場合は、当該端数を切り捨てるものとする。  2 1 補助事業当たりの補助限度額は、次に掲げる事業について、当該各号に定めるとおりとする。  (1) ステップアップ事業  ア トライアル分 10万円を下限とし50万円を上限とする。  イ 通常分 10万円を下限とし200万円を上限とする。ただし、トライアル分の補助を受けた場合には、当該補助額を200万円から引いた額を上限とする。  (2) 一般事業、特別承認事業及び担い手確保事業 5,000万円を上限とする。  (3) 外部人材活用支援事業  <del>ア グループ型 100万円を下限とし1,800万円を上限とする。</del>  <del>イ 単独型 50万円を下限とし500万円を上限とする。</del>  (4) 地域産業課題解決支援事業 10万円を下限とし500万円を上限とする。  3 前項第2号における一般事業のうち、別表第2に掲げる取組であって、知事が別に定める要件を満たす事業については、補助限度額に同表の加算額を加えることができる。</p>	<p>(第4条～第5条 省略)</p> <p>(事業実施主体への直接補助)  第5条の2 事業実施主体が次のいずれかに該当する場合は、第2条の規定にかかわらず、当該事業実施主体に直接補助することができるものとする。この場合において、当該事業実施主体は、第4条に規定する補助事業者とみなす。  (1) 地域団体であって、複数の市町村にまたがる等直接補助することが適当であると認められる場合  (2) その他法人のうち知事が別に定める要件を満たすもの(以下「公益的な法人」という。)であって、複数の市町村にまたがる等直接補助することが適当であると認められる場合  (3) 第3条第1号及び第5号における外部人材活用支援事業のうち単独型の事業を実施する者であって、直接補助することが適当であると認められる場合</p> <p>(補助対象経費及び補助率並びに補助限度額)  第6条 補助対象経費及び補助率は、別表第1に定めるとおりとする。ただし、算出された交付額に1,000円未満の端数を生じた場合は、当該端数を切り捨てるものとする。  2 1 補助事業当たりの補助限度額は、次に掲げる事業について、当該各号に定めるとおりとする。  (1) ステップアップ事業  ア トライアル分 10万円を下限とし50万円を上限とする。  イ 通常分 10万円を下限とし200万円を上限とする。ただし、トライアル分の補助を受けた場合には、当該補助額を200万円から引いた額を上限とする。  (2) 一般事業、特別承認事業及び担い手確保事業 5,000万円を上限とする。  (3) 外部人材活用支援事業  ア グループ型 100万円を下限とし1,800万円を上限とする。  イ 単独型 50万円を下限とし500万円を上限とする。  (4) 地域産業課題解決支援事業 10万円を下限とし500万円を上限とする。  3 前項第2号における一般事業のうち、別表第2に掲げる取組であって、知事が別に定める要件を満たす事業については、補助限度額に同表の加算額を加えることができる。</p>
<p>(第7条～第21条 省略)</p> <p>附 則  1 この要綱は、平成21年4月17日から施行し、同年4月10日から適用する。  2 この要綱は、令和6年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第9条第2項、第10条、第14条第4項、第17条第1項から第3項まで、第18条及び第20条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p>附 則  この要綱は、平成21年9月9日から施行する。</p> <p>附 則  この要綱は、平成22年4月1日から施行し、同日以前に補助金の交付を決定したものについては、なお従前の例による。</p> <p>附 則</p>	<p>(第7条～第21条 省略)</p> <p>附 則  1 この要綱は、平成21年4月17日から施行し、同年4月10日から適用する。  2 この要綱は、令和6年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第9条第2項、第10条、第14条第4項、第17条第1項から第3項まで、第18条及び第20条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p>附 則  この要綱は、平成21年9月9日から施行する。</p> <p>附 則  この要綱は、平成22年4月1日から施行し、同日以前に補助金の交付を決定したものについては、なお従前の例による。</p> <p>附 則</p>

新	旧
<p>この要綱は、平成 23 年 5 月 10 日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成 23 年 12 月 27 日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成 29 年 5 月 18 日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和元年 5 月 30 日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則 (施行期日) 1 この要綱は、令和 3 年 4 月 15 日から施行する。 (準備行為) 2 この要綱の施行に関し必要な行為は、この要綱の施行の前においても行うことができる。</p> <p><u>附 則</u> <u>(施行期日)</u> <u>1 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。</u> <u>(準備行為)</u> <u>2 この要綱の施行に関し必要な行為は、この要綱の施行の前においても行うことができる。</u></p>	<p>この要綱は、平成 23 年 5 月 10 日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成 23 年 12 月 27 日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成 29 年 5 月 18 日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和元年 5 月 30 日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則 (施行期日) 1 この要綱は、令和 3 年 4 月 15 日から施行する。 (準備行為) 2 この要綱の施行に関し必要な行為は、この要綱の施行の前においても行うことができる。</p>